

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究活動に資する資産としては、群馬県の公有財産として大学運営に必要な土地及び建物、また、物品としては教育・研究用備品、図書を保有している。

基本的には前身である旧群馬県立医療短期大学の資産を継承するものだが、適宜機器の更新をしており、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職者の養成という本学の目的を達成させるに不足のないものとなっている。

債務については、公会計では法人会計における「債務」の概念がないため、該当なしとなる。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していると言える。

観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学の経常的収入は、授業料、入学試験料、入学料が主となる自主財産（特定財源）である。安定的に入学志願者及び入学者を確保できており、入学選抜試験においては、毎年度概ね志願倍率で3～4倍の出願がある。毎年度入学定員を欠けることなく入学者を得ているため、本学の決算額に対する自主財産（特定財源）の割合は、平成18年度以降、毎年度概ね20%台を維持している（資料9-1-②-1）。

その他、科学研究費助成事業の競争的資金による研究費への申請を積極的に行い、概ね15件程度の採択を受けている。また、産学連携技術開発や学生支援に係わる企業からの寄附受け入れを積極的に行っている（詳細は基準11を参照のこと）。

資料9-1-②-1 決算額に対する特定財産割合と普通交付税算定額

(単位：円)			
区 分	21年度	22年度	23年度
特定財産割合	28.0%	27.2%	28.0%

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入は継続的に確保されている。さらに、外部資金を積極的に受け入れており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入を確保している。

観点9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係わる計画等が適切に設定され関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学は、群馬県が設置・運営している公立大学であり、収支に係わる計画は県議会に提出する予算案によってなされている。

【分析結果とその根拠理由】

県議会による予算案の審議、議決という形で、本学の収支計画は示されている。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学については、収支が常に均衡する公会計によって処理されており、収支超過となる状況にない。

【分析結果とその根拠】

支出超過はない。

観点9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な設定・設備の整備を含む。）に対し、適切な資料配分がなされているか。

【観点に係る状況】

資料配分については、次年度の当初予算案の決定については全学委員会である企画運営委員会で行い、県財政局へ重点的に要求する事項等を議論している。

なお、本学では公会計によって財務管理を行っているため、資金配分については予算書どおりに執行することとなり、必要が生じれば適宜補正予算の編成を行って対処している。

人的資源については、本学は県の行政機関の一であるため、県組織当局の定数管理下にある。

【分析結果とその根拠理由】

資金配分については、予算書に従って適切になされている。また人的配置については県組織当局の管理下にあるため、適切に行っている。

観点9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係わる監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は公会計による財務管理を行っているため、法人会計で言うところの財務諸表は作成していない。ただし、毎年度決算を県議会に報告し、その承認を受ける形で明年度の財務状況に対する確認を行っている。参考までに、決算状況を資料の9-1-⑥に示す。

なお、監査については県会計局審査課による会計実施検査のほか、県監査委員事務局による行政監査が毎年度実施され、適正な財務処理の推進が担保されている。

参考資料9-1-⑥ 決算の状況

				(単位:円)			
区 分				21年度	22年度	23年度	
歳 入	特 定 財 源	所要量	授業料	252,398,800	261,112,200	265,576,300	
			その他使用料	560,970	534,724	524,616	
		手数料	入学試験料	7,573,000	6,544,000	7,614,000	
			入学料	25,098,000	22,983,000	23,829,000	
			その他手数料	56,400	55,600	76,000	
		雑入			5,408,998	4,400,669	4,921,193
		小計			291,096,068	295,630,193	302,544,109
	一般財源			749,856,083	792,326,571	773,834,641	
	国庫(交付金)			0	4,832,000	12,268,000	
	合計			1,040,952,251	1,092,788,764	1,088,643,750	
歳 出	経常的経費	教職員給与		803,115,624	836,639,831	823,661,495	
		運営管理		106,651,640	128,717,950	133,593,262	
		教務経費		64,509,185	60,464,091	54,649,012	
		学生経費		6,446,341	6,324,410	9,920,673	
		教員研修費		41,482,113	44,368,928	47,593,000	
		図書館運営費		18,747,348	15,312,348	16,991,764	
		大学院運営		0	961,206	556,512	
		専任教員養成講習会		0	0	1,678,032	
	小計			1,040,852,251	1,092,788,764	1,088,643,780	
	臨時的経費(大学院関連整備)			0	0	0	
合計			1,040,952,251	1,092,788,764	1,088,643,750		

※大学院運営は平成22年度より、専任教員養成講習会は、23年度より事業開始。

【分析結果とその報告】

財務諸表は作成していないが、決算の県議会の報告によって確認がなされている。また、会計実施検査・行政監査によって財務の適正化が担保されている。

観点9-2-①: 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係わる体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の最高議決機関は評議会であり、その構成は学則第10条のとおりである。大学全体の運営に関する事項は学部研究科合同会議で審議され、その構成は学内の評議会構成員である。

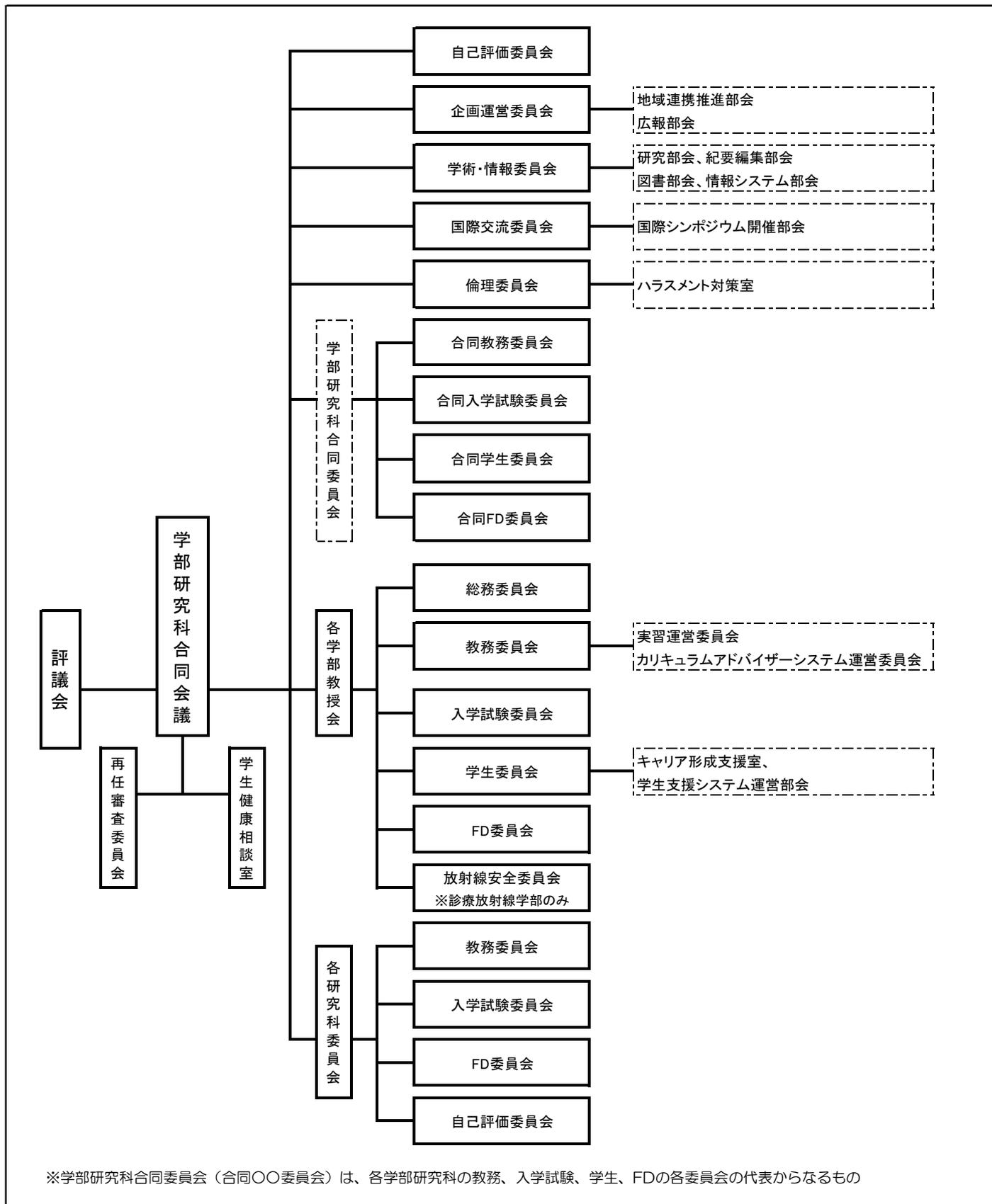
学部研究科合同会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入学試験委員会、合同FD委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関として学部教授会があり、その構成員は、教授、准教授、専任講師、及び助教である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、FD委員会を設置している。大学院については研究科長及び研究科教授を構成員とする研究科委員会が大学院の管理運営を行う体制にあり、その下に研究科教務委員会、研究科入学試験委員会、研究科FD委員会を設置している（学内委員会の書式図については資料9-2-①-3に示す）。研究科の教員は全員学部と兼務であり、研究科と学部との間に管理運営上の問題はないが、大学の規模に比して会議が多い感もあり、今後の検討課題である。また、情報通信関係の設備維持管理については、専任の事務職員がおらず、学術情報委員会内の情報システム部会員である教員に過度の負担がかかっている状態である。

事務組織としては、事務局に管理職として事務局長、管理部長、管理部次長を置き、その下に総務会計係、教務係、学生図書係を設置している（人員配置については資料9-2-①-3に、事務分掌は資料9-2-①-4に示す）

危機管理等として対応すべき分野は防火等に加え、情報管理、公金管理、外部からの侵入者対策、職員/学生医の罹災等が挙げられる。緊急事態に際しては、緊急連絡網を整備し、迅速かつ適切な対応が可能である。防火体制については防火管理規定に基づいて防火管理委員会を置き、消防計画を策定して、定期的に消防訓練を実施している。情報管理については、他大学での事案発生時などに、教職員に対して教授会等で、学生情報、入学試験情報等、各種情報の徹底管理を周知している。また、突発的な事案については、対策本部を設置して集中的に対処する体制を構築している（平成21年度には新型インフルエンザ対策本部を、平成23年度には東日本大震災対策本部設置し、対応を行った）。

また大学は基本的に開放型施設であるが、夜間等の不法侵入者防止のために防犯カメラを設置しており、教職員や学生の交通事故等の発生時には事務局職員が迅速に対応できる体制をとっている。

資料9-2-①-1 群馬県民健康科学大学 委員会等組織図



資料9-2-①-2 評議会

平成23年5月1日現在				
役職	厚生	氏	備考	
議長	学長	土井 邦雄	学部研究科合同会議の構成員となる	
評議員	付属図書館長	横山 京子		
	看護学部長	小川 妙子		
	診療放射線学部長	河原田 泰尋		
	看護学部教授	齋藤 基		
	// 研究科教授	三浦 弘恵		
	診療放射線学部教授	柏倉 健一		
	// 研究科教授	五十嵐 均		
	事務局長	野口 勤		
	学外有識者(県知事が委嘱)	小川 恵子		(社)群馬県看護協会 会長
		大林 俊一		群馬県会議 厚生文化常任委員長
高田 邦昭		国立大学法人群馬大学 学長		
鶴谷 嘉武		(社)群馬県医師会 会長		
金子 正元		群馬県中小企業団体中央会 会長		
	中澤 靖夫	(社)日本放射線技師会 会長		
	新木 恵一	群馬県 健康福祉部長		

※構成は、学則第10条(規程集P.6~7)の規定による。

資料9-2-①-3 事務局員の体制

平成23年度5月1日現在									
区分	局長 部長 次長	係長	主幹 副主幹	主任	主事	専任 職員	非常勤職員		
							臨時	嘱託	
事務局	事務局長	1				1			
	管理部長	1				1			
	管理部次長	1				1			
	総務会計係		1	1	2	2	6	2	4
	教務係		1	2	2	0	5	1	1
	学生図書係		1	2	1	1	5	1	4
	計	3	3	5	5	3	19	4	9

（内部組織）

第八条 県民健康科学大学に事務局を置き、事務局に総務会計係、教務係及び学生図書係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務会計係

- 一 庶務に関すること。
- 二 式典に関すること。
- 三 大学諸規程の制定及び改廃に感ずること。
- 四 大学の自己評価及び認証評価に感ずること。
- 五 大学の施設整備に関すること。

教務係

- 一 学生の募集及び入学に試験に関すること。
- 二 教育課程及び保管に関すること。
- 三 単位の認定及び学業成績に関すること。
- 四 聴講生、特別聴講学生、研究生等に関すること。
- 五 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。
- 六 学籍簿の調整及び保管に関すること。
- 七 在学証明、成績証明、卒業証明等の各種証明書の発行に関すること。
- 八 その他教務に関すること。

学生図書係

- 一 学生相談に関すること。
- 二 学生の課外活動に関すること。
- 三 奨学生に関すること。
- 四 授業料等の減免及び徴収猶予に関すること。
- 五 学生の健康の保持増進に関すること。
- 六 学生の就職に関すること。
- 七 図書資料の収集、分類及び整理に関すること。
- 八 図書資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- 九 その他学生の厚生補導及び図書館に関すること。

【出典 群馬県法規集（<http://www.pref.gunma.jp/s/reiki/reiki.htm>）】

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的達成のために最適な組織体制が整備されている。ただし、委員会等が煩雑になっており、整理統合を含めた検討が必要である。また、情報関連の機器を扱う職員の拡充が必要である。

観点9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生医）、その他学外関係者の管理に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営反映されているか。

【観点到る状況】

学生からの意見、要望等は毎年実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの分野から様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会で取りまとめ、大学事務局、各学部、及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対しての回答、要望事項への改善などの措置及び対応可能な要望への理由等をまとめて年度末に学生自治会に提示している。

教員のニーズに関しては教授会や各委員会で意見収集する体制になっている。

学外関係者の意見は、評議会による審議のほか公開講座・オープンキャンパス等の学校行事に関するアンケートによって把握され、また地域からの要望は、毎年定期的で開催している本学所在地区の自治会長、公民館長との地域懇談会をとおして反映されている。なお、地域住民のニーズを反映して例としては、東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の原子力災害について、正しい放射線・放射能に対する知識を身につけたいという地域住民の要望にこたえ、「放射線・放射能とは何だろうか?」と題して緊急公開講座を県内②箇所で開催した。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは学生アンケートによって、教員のニーズは教授会や各委員会で適宜できている。また、地域懇談会等の地域住民との交流事業によって公式・非公式に地域住民よりの要望を取り入れ、ステイクホルダーのニーズを運営に生かしている。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組合が十分に任務を果たすことができるよう、研修棟、管理運営に係わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到る状況】

教員・事務局職員は県や公立大学協会等の関係団体の主催する研修会等に積極的に参加している（研修会参加状況は所領9-2-④-1に例示する）。研修参加については、原則として出張扱いもしくは職務専念義務免除扱いとなり、研修受講を促している。

資料9-2-④-1 研修への参加状況

研修運営者	研修名
群馬県自治研修センター	育児休業支援研修
	制作財務研修
	財務諸表応用研修
公立大学協会	公立大学職員研修
千葉大学看護学研究科	看護学教育ワークショップ

※参加実績のあるものを表示

【分析結果とその根拠】

大学として職員の資質向上のために各種研修への参加を奨励しており、大学組織として職員の資質向上のために取り組んでいる。

観点9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では学校教育法第109条の規定にのっとり、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し公表している。本報告書作成のための基本的なデータは各学内委員会が企画する各種アンケート等によって収集され、自己評価委員会に設置される自己点検・評価報告書作成部会にて報告書の作成がなされる体制ができています。本報告書は文部科学省大学振興科、公立大学協会ほか設置者である群馬県健康福祉課等に配布されるほか、業瀬資料として登録することで群馬県庁県民センターや各県民局で一般県民の閲覧に供されている。また、本学ホームページにおいても公開している。なお、本報告書は本学線職員及び非常勤講師にも配布され、本学の課題等を全学で把握できるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価を行う体制が整備されている。それをひろく県民の目に触れるように公開がなされている。また、教職員及び非常勤講師に配布することで、全学で課題等を共有できている。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

平成23年度に開学7年が経過し、学校教育法第109条第2項の規定により、認証評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審した。その結果、本学は同機構の定める大学評価基準に適合することが確認された。

【分析結果とその根拠理由】

平成23年度に初めての外部評価である大学機関別認証評価を受診した。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係わる状況】

大学機関別認証評価を受け、その結果にもとづき学部研究合同会議で対策を検討している。また、管理運営の基礎単位である委員会では、PDCAサイクルを促進するため、「委員会活動の事業計画・執行・評価シート」を平成24年度より導入することとした。

【分析結果とその根拠理由】

学部研究科合同会議で評価結果を検討し、教授会等へ報告され具体的改善に向けて努力している。以上により評価結果がフィードバックされ管理運営の改善のための取組が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構の定める大学評価基準に適合することが確認された。
- ・教員組織の管理運営体制は、評議会を最高機関として全学的な問題を審議する学部研究科合同会議およびそれに付随する各全学委員会、学部・研究科の問題を議論する各学部・研究科委員会およびそれに付随する各委員会が整備され、適切な意思決定がなされる体制となっている。
- ・諸規程は体系的に整備され、それを誰もがいつでも閲覧できる状態にある。
- ・県立大学であっても、学長のリーダーシップが最大限発揮できるよう、非公式組織であるサミットを設け、学長の意向を確認するとともに課題を共有できる体制となっている。

【改善を要する点】

- ・大学の自己評価に対する関係者の意見を組織的に管理・運営にフィードバックする体制づくりが必要である。
- ・情報関係の整備維持管理は、教員が教育研究業務の傍らで担当している状況である。